

# 令和6年度阪南市人権擁護に関する審議会意見と取組状況

## 資料1

意見主旨	各部局における取組状況
<p><b>1. 阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について</b></p> <p>①評価方法に、障がい者、高齢者、子ども等の自分の意見を発信することが難しい対象者を含め、対象者に対してどのように施策が届いたのか記載されたい。</p> <p>②文字を大きくするなど、進捗管理の表記方法について改善に取り組むこと。</p> <p><b>2. 阪南市人権行政施策について</b></p> <p>①進捗管理にあげている項目に関わらず、全ての事業において人権を考えた取組を行うこと。</p> <p>②子どもの権利に関する条例を踏まえた事業を担当課だけではなく関連部署を含めて取り組むこと。</p> <p>③子どもの権利に関する条例の周知啓発においては、様々な方に向けた方法を検討すること。</p>	<p><b>1. 阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について</b></p> <p>①高齢者や障がい者等の就労支援の拡大では「障害者手帳交付時や対象者から相談があった際に、ふくしのてびきを活用し就労以降支援、就労継続支援、定着支援に関する説明を行い、サービス利用につなげた」と記載するなど、具体例を用いた記述に取り組んだ。</p> <p>②文字を大きくするなど、進捗管理の表記方法の改善に取り組んだ。</p> <p><b>2. 阪南市人権行政施策について</b></p> <p>①市職員、新規採用職員、人権行政推進委員を対象とした人権研修を実施するなど、人権教育の推進に努めるとともに、「すべての人が、かけがえのない存在として尊重される人権文化豊かなまち」の実現に向け、各部局において各施策を推進した。</p> <p>②令和7年1月1日に子どもの権利に関する条例を施行した。市民・市職員を対象に「子どもの権利」に関するセミナー等を開催するなど本条例の理解を高めるための取組を推進した。</p> <p>③子どもの権利に関する条例のリーフレットを作成し、各教育施設へ配布した。民生委員・児童委員や自治会総会等において、本条例に関する説明を行った。子どもの権利に関する研修を開催する予定。</p>